

熊本県産いぐさ畳表消費拡大緊急加速化事業実施要領

(趣旨)

第1条 熊本県産いぐさ畳表消費拡大緊急加速化事業（以下「本事業」という）の実施については、熊本県補助金等交付規則及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(目的)

第2条 本事業は、県産いぐさ畳表を使用した畳表替えや畳新調に使用できるプレミアム付き商品券を発行する団体を支援することで、物価高騰の中でも県産いぐさ畳表の消費を加速させることを目的とする。

(事業内容等)

第3条 本事業の事業内容、事業実施主体、補助率及び採択要件は、別表1のとおりとし、県は予算の範囲内において補助するものとする。

(事業実施計画の承認申請)

第4条 要項第3条の事業実施計画承認申請書は、知事が別に定める期日までに提出するものとする。

2 要項第3条の事業実施計画書は、別記第1号様式とする。

(事業実施計画の変更申請)

第5条 要項第5条第1項の事業実施変更計画書の様式は、別記第1号様式とする。

(補助金等の交付申請)

第6条 要項第6条第2項第1号の事業計画書は、別記第1号様式とする。

(補助金等の変更交付申請)

第7条 要項第8条第2項の事業変更計画書の様式は、別記第1号様式とする。

(実績報告)

第8条 要項第13条第2項第1号の事業実績書は、別記第1号様式とする。

(事業の推進)

第9条 事業実施主体は、県、関係団体等と連携を図り、事業の円滑な推進に努めるものとする。

(雑則)

第10条 本事業の実施については、この要領に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月17日から施行する。